

## 奈良県告示第三百九十八号

なら歴史芸術文化村条例（令和二年十月奈良県条例第二十一号）附則第二項の規定によりその規定の例により行うことができるとされた同条例第十条第四項の規定により、なら歴史芸術文化村の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 指定管理者となる団体

やまとの道コンソーシアム 代表構成員 大阪府東大阪市長田西四丁目三番二九一

一〇二号 株式会社ネクスト・アクセス 代表取締役 大川 裕之

### 二 指定の期間

なら歴史芸術文化村条例附則第一項に規定する規則で定める日から令和九年三月三十一日まで